

第7期第7回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月26日(水) 午後2時00分から午後2時39分
2. 開催場所 むかわ町産業会館第1研修室及びむかわ町役場穂別総合支所委員会室
3. 出席委員 ○(25名)
4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	○	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	△
6番	梅藤 勝	△	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第10 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香
穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長からご挨拶をいただき引き続き進行をお願いします。

会 長	【会長挨拶】
議 長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席委員は、6番・梅藤委員、23番・平島委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第7回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、13番・毛利武委員と14番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思います。が、鶴川地区、よろしいでしょうか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>それでは、両名に決定をいたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案3件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが鶴川地区、よろしいでしょうか。</p>
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。</p> <p>1番については、借主の意向により解約をするものです。</p> <p>2番・3番は、経営規模を縮小するため解約に至ったものです。</p> <p>4番は、借主の意向により解約するものです。</p> <p>5番は、農地保有合理化事業により、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

議 長	報告第 1 号について、鷺川地区、質疑はありませんか。
鷺 川 地 区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 1 号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 4 報告第 2 号「地区委員会の結果にする件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第 2 号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 1 月につきましては、議案に記載のとおり、1 月 1 2 日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 件について審議した結果、 適当と判定しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 6 件について審議した結果、 適当と判断しております。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 件について審議した結果、 適当と判断しております。 以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 2 号について、鷺川地区、質疑はありませんか。
鷺 川 地 区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 2 号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 5 報告第 3 号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題 といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第 3 号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げま す。 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げ ます。 議案書 5 ページをお開き願います。 以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いし ます。

2 2	番	平島委員が欠席のため、代わりに説明いたします。 1 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
1 5	番	2 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 3 号について、鷓川地区、質疑はありませんか。
鷓川地区		(異議なし)
議	長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第 3 号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第 4 号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案書 7 ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 4 号について、鷓川地区、質疑はありませんか。
鷓川地区		(異議なし)
議	長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第 4 号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 7 報告第 5 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第 5 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書 9 ページ、10 ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は、11 月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5 年後

主 査 の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。
 以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第5号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
 議案書12ページをお開き願います。
 ■■■■■の所有地を、自身の法人で耕作するため使用貸借するものです。
 事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
 13ページと14ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

22番 平島委員が欠席のため、代わりに説明いたします。
 ■■■■■が、自身の法人で耕作するため使用貸借する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画となっています。
 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。なお、現地については春日地区の宇南山委員に確認をしていただきましたので、報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第9 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、 XXXXXXXXXX が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
議 長	鶴川地区ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主 査	議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書60ページから、所有権移転3件です。 1番・2番につきましては、報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転です。 3番につきましては、報告第4号でご報告いたしました、買入協議に伴う所有権移転です。 続きまして、20ページから、利用権設定8件です。 1番につきましては、耕作者が期間満了により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 2番・3番・7番につきましては、買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。 4番・5番につきましては、報告第1号で解約の報告をしておりますが、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

主 査	<p>6 番につきましては、報告第 1 号で解約の報告をしておりますが、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>以上、所有権移転 3 件 5 筆、利用権設定 8 件 2 2 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>図面は、所有権移転関係は 1 7 ページから 1 9 ページに、利用権設定関係は 2 2 ページから 2 9 ページに添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 2 号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p>
鶴 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 2 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>足説明をお願いします。</p> <p>続いて、日程第 1 0 議案第 3 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>議案第 3 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 3 1 ページをお開き願います。</p> <p>いずれも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>2 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確</p>

主 査	<p>認をしております。</p> <p>32ページ、33ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
10 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴川地区	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂別地区	<p>(異議なし)</p>
鶴川地区	<p>質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p>
鶴川地区	<p>(異議なし)</p>
穂別地区	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>
穂別地区	<p>(異議なし)</p>
	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、2月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。</p>